

**申告期間は2月16日(日)～3月17日(月)**

問い合わせ 市民税務課 ☎ 052-211-280

来月から市県民税の申告と所得税及び復興特別所得税の確定申告の受け付けが始まります。平成26年1月1日現在、大竹市内にお住まいの方で、申告が必要な方は、申告期間中に申告をしてください。

### 申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある方
- 勤務先で年末調整が済んでいない方（年の途中で退職し、その後再就職していないなど）
- 土地、建物などを売却した方
- 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受け取った方
- 申告が必要な方
- 1つの会社のみから給与の支払いを受けている、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方
- 公的年金を受給している方で一定の要件を満たす方
- 詳しくは、市ホームページ（所属でさがす→市民税務課）をご覧ください。

### 申告に必要なもの

- 税務署から申告書類や案内などが届いた方は、その書類（※1月下旬に発送される予定）
- 公的年金の源泉徴収票
- 給与などの源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金などを受けた方は、その受取通知書や支払証明書など
- 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書（※人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください）
- 事業所得や不動産所得などがある方は、収支内訳書（収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください）
- 国民健康保険料や介護保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書
- 世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。
- 申告をしないと受けられない所得控除などがあります。
- 印鑑など

### 申告をしないと：

- 例】寡婦（夫）控除など
- 申告をしないと受けられない所得控除などがあります。
- 課税台帳記載事項証明書（所得などを証明するもの）の発行ができる場合があります。
- 申告日程・会場などを市広報2月号に掲載しますので確認してください。



## 申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

問い合わせ 廿日市税務署 ☎ 088-290-321217

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

※ e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用には、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入など、事前準備が必要です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。  
e-Taxホームページ  
<http://www.e-tax.go.jp>

詳しくは、ホームページをご覧ください。  
24時間いつでも利用可能  
e-Taxホームページ  
<http://www.e-tax.go.jp>

## 税務署からのお知らせ 税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください

- 国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報を聞き出そうとする事例が多発しています。
- 不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。



廿日市税務署  
総務課 ☎ 0829-32-1217

（音声ガイダンスに従い「2」を押してください。）

## 広島県一斉防災訓練（シェイクアウト）実施

問い合わせ 総務課 ☎ 052-211-19

広島県民は参加せにゃあいけんじやろ！

広島県一斉防災訓練  
平成26年1月20日(月)14時

広島県一斉防災訓練とは、津波が発生した時に、どこに身の安全を守る行動がとれるように、県内一斉に「安全行動1-2-3」を行なうものです。

1～3分間程度でできる訓練ですので気軽に参加しましょう。

とき 平成26年1月20日(月)  
14時から1～3分程度

対象 当日参加できる個人および団体であればどなたでも参加可

安全行動1-2-3とは 大地震の時、何よりも大切なことは自分自身の体を守ることです。「安全行動1-2-3」は、地震から身を守るために行動です。

1. 姿勢を低くして（しゃがむ）
2. 体や頭を守って（かくれる）
3. 握れが収まるまでじっとする（まつ）

訓練参加の登録方法 参加方法は、個人と団体がありますので、広島県ホームページを確認してください。

ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/issei.html>

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。（パンフレット・手引き→所得税関係→その他→記帳説明会のご案内） (<http://www.nta.go.jp>)

お知らせ  
申告日程・会場などを市広報2月号に掲載しますので確認してください。

平成26年1月から  
記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

対象となる方 事業所得、不動産所得又は山林所得のある全ての方です。

所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。（パンフレット・手引き→所得税関係→その他→記帳説明会のご案内） (<http://www.nta.go.jp>)

## 年末調整個別指導会

問い合わせ 商工会議所 ☎ 052-310-5

青色申告者を対象に、年末調整個別指導会を行います。

とき 1月9日(木)  
10時～16時

参加料 1,000円から持参物 扶養控除申告書、保険料控除申告書など年末調整に必要な書類